

第1 趣旨

熊本市公衆浴場基準条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）の「一般公衆浴場」に該当する公衆浴場の判断は、この基準に定めるところによる。

第2 定義

この基準において用いる用語は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）及び条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 全体面積 浴室、脱衣室、ロビー、休憩室及び飲食施設その他の入浴客が浴場と一体の施設として利用できる一般公衆浴場を含む施設（入浴客が施設の玄関から外部に出ることなく利用できるすべての施設を含む。）の面積をいう。なお、当該施設と別棟であれば、家族湯、サウナ施設等の公衆浴場の営業許可施設であっても、その面積は全体面積に含めないものとする。
- (2) 主浴室 主浴槽及び洗い場が設置されている浴室をいう。
- (3) 附帯浴室 全体面積に含まれる入浴施設のうち、露天風呂、サウナ室、岩盤浴等、主浴室以外の浴室をいう。
- (4) 入浴施設 主浴室及び附帯浴室並びに脱衣室をいう。
- (5) 附帯施設 全体面積に含まれる施設のうち、入浴施設以外の施設をいう。ただし、共通の廊下及びこれに類する専ら施設利用者が目的を以って利用しない場所は除く。
- (6) 地域住民 一般公衆浴場から概ね300m以内に居住する住民をいう。
- (7) 日常生活 生活を営む上で毎日又は定期的に繰り返されることをいう。
- (8) 保健衛生上必要なもの 健康を維持し衛生状態を確保するために必要であることをいう。

第3 一般公衆浴場該当性の判断基準

次の入浴施設ごとの必要な要件を満たしている場合に、条例第2条第1号に規定する「温水等を使用し、同時に多数の者を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設」である一般公衆浴場とする。

1 老人福祉センター等の入浴施設

お年寄りに福祉サービスを提供する老人福祉センター等（専ら、デイ・サービスを行うものを除く）の浴場は、次の要件を全て満たすものを一般公衆浴場とする。なお、社会福祉関連の法律又は条例に基づき設置され、衛生措置が講じられている入浴施設は、法の許可対象外となる。

- (1) 入浴の対象者が福祉サービスを利用する者に限定されず、地域住民にも入浴を提供している施設であること。
- (2) 入浴提供者に年齢、特定の組織加入者等の制限を設けていないこと。
- (3) 物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の指定等に関する省令の規定により、熊本県知事が指定する統制額により入浴料金が設定されていること。

2 老人福祉センター等以外の入浴施設（以下「銭湯」という。）

銭湯は、次の要件を全て満たすものを一般公衆浴場とする。

- (1) 地域住民に入浴を提供している施設で、かつ、入浴提供者に年齢、特定の組織加入者等の制

限を設けていないこと。

- (2) 男女各1浴室に同時に多人数を入浴させる施設であること。
- (3) 全体面積は、400 m²未満であること。
- (4) 附帯浴室の合計面積は、主浴室の面積未満であること。
- (5) 附帯施設の合計面積は、200 m²未満であること。
- (6) 物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の指定等に関する省令の規定により、熊本県知事が指定する統制額により入浴料金が設定されていること。
- (7) 宿泊施設に隣接して設けられた入浴施設、宿泊施設内に設けられた入浴施設、その他主として地域住民以外の者の利用を目的として設けられた入浴施設でないこと。

附 則

- 1 この判断基準は、決裁日から施行する。
- 2 この判断基準の施行時に既に一般公衆浴場としての許可を受けている施設について、新たに許可申請があった際の判断基準は、施行日以降に建築確認申請が行われた場合又は入浴施設の合計面積の50%以上の変更を伴う改修が行われた場合に当該基準を適用する。これに該当しない場合の判断基準は、なお従前の例による。